

【リスク分担表】

段 階	種 類		内 容		負 担 者	
					管理者	県
共 通	1	法令・関連制度の変更	指定管理者が行う業務運営に影響のある法令等の変更に伴う費用の増加(収入の減少)、事業の中断等による損害		○ (甲乙協議による)	
	2	資金調達	必要な資金の確保		○	
	3	周辺地域・住民・利用者への対応	地域との協調		○	
	4		指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望等		○	
	5		上記以外			○
	6	第三者への賠償	維持補修・管理運営における第三者への損害	事業者の事由	○	
	7			県の事由		○
	8	事業の中止・延期	事業者の責任による遅延・中止		○	
	9		事業者の事業放棄・事業破綻・契約違反等		○	
応募関連	10	応募コスト	応募コストの負担		○	
	11	書類の瑕疵による損害	県の瑕疵による損害			○
	12		事業者の瑕疵による損害		○	
準備段階	13	事業終了時の費用	期間終了時又は期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における原状回復及び撤収費用		※1 ○	
	14	引継費用	施設運営の引継コストの負担		※2 ○	
管理運営段階	15	発券機・精算機等設備	設備の設置、維持保守点検、補修、更新費用等及び第三者の行為から生じた損害		○	
	16	発券機・精算機等設備以外の維持補修 ※3	敷地・建物・設備等の破損に係る修繕経費	事業者の事由	○	
	17			県の事由		○
	18		第三者の事由	○ (甲乙協議による)		
	19		敷地・建物・設備等の変更等に伴う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	事業者の事由	○	
	20	県の事由			○	
	21	不可抗力	天災その他不可抗力による施設・設備の損壊復旧(相当期間に及ぶ事業休止を伴う程度のもの)		○ (甲乙協議による)	
	22	安全衛生管理	施設運営に伴う安全衛生管理		○	
23	施設の使用許可	県有施設の使用許可		○		
24	使用料の徴収	県有施設の使用料の徴収		○		
25	使用料の督促、滞納処分	県有施設使用料滞納に係る督促、滞納処分			○	
26	保険の加入	自動車管理者賠償責任保険、施設賠償責任保険、動産総合保険 等 ※4		○		
		県有施設の火災保険			○	

※1 原状回復に関しては県の承認を得た場合を除く。

※2 新旧指定管理者間の協議により応分の負担。

※3 施設・設備の改築等現状変更に伴う大規模修繕は県が実施、それ以外の指定管理者が必要とする小修繕は、指定管理者が実施。

※4 指定管理者は、施設管理上の瑕疵による事故等に対応するため、リスクに応じた保険に加入する。保険料は、指定管理者の負担とする。